

財団法人 石屋梅栄会 墓地管理委員会

石屋墓園永代供養墓使用規定

- 1、 種々の理由により各家の墓碑を建立し、将来にわたる保持が困難と思われる方は、永代供養墓に納骨する事ができます。
納骨を希望される方は、本規定をお読みの上、お申し込みください。
- 2、 納骨あるいは生前の契約は、当委員会規定の永代申込用紙に署名捺印し、永代使用料を添えてお申し込みください。
- 3、 焼骨を埋葬するときは、市区町村の発行した火葬証明書または埋葬届書と永代供養墓使用許可書を提出していただきます。
- 4、 永代使用料 30 万円（一人、永代供養料）夫婦など同時申込の場合、二体で 40 万円（以降一体につき 10 万円）墓碑は 20 万円（追加文字彫りは別途）
- 5、 契約を解除されても、永代使用料は返還されません。（墓碑料金含む）
- 6、 申込者に対し永代使用許可書と領収書を発行し、永代供養過去帳に記入し春秋お彼岸、お盆には永代に読経供養いたします。
- 7、 動物の焼骨などは納骨できません。
- 8、 宗教は問いません。
- 9、 永代供養墓の使用権利は、譲渡質入はできません。また、焼骨以外は埋葬できません。又、天災、地災による破損は保障できません。
- 10、 各家々でお墓を建立し先祖代々のお骨を永代供養されたい方はご相談ください。
- 11、 生前に契約される方ご相談に応じます。
- 12、 本規定にない事柄は、墓地管理者である梅栄会の判断とします。

以上につき、委託者、財団法人石屋梅栄会墓地管理委員会、双方合意の上、
「石屋墓園永代供養墓」遺骨埋蔵管理委託並びに永代供養契約を締結したので、
これを証するため本書 2 通を作成し、書名捺印の上、各自 1 通を保管する。

平成 年 月 日
委託者 氏名 印
住所
電話番号
管理者 財団法人 石屋梅栄会 墓地管理委員会
管理人 印
所在地 神戸市東灘区御影町石屋八色岡 2 番地 綱敷天満神社内
電話番号 078-841-1150

(本用紙は永代供養墓申込用紙になります。)